

— 静かな夜と空を返せ —

発行日：2014 年 4 月 1 日  
発行者：大沢豊・青山秀雄

No.14

# 横田・基地被害をなくす会 NEWS

## 原告団 NEWS

No.5



連絡先：〒196-0001 東京都昭島市美堀町 3-13-1 留守 TEL&FAX：042-542-5625

E-mail：なくす会⇒ yokota\_nakusukai@yahoo.co.jp 原告団⇒ yokota9th@yahoo.co.jp

Web サイト http://www.geocities.jp/yokota\_nakusukai/

発行：横田・基地被害をなくす会，第 9 次横田基地公害訴訟原告団

※ NEWS は「横田・基地被害をなくす会」と「第 9 次横田基地公害訴訟原告団」の合同発行です。

### NEWS 内容 (CONTENTS)

|                         |     |
|-------------------------|-----|
| 裁判の経過と今後の展開             | 1～3 |
| 会費の振り込みについて             | 3   |
| オスプレイの横田基地配備を許さない行動について | 4   |
| 定期総会のお知らせ               | 5   |
| 横田基地での演習日程 2014         | 5   |

|                      |   |
|----------------------|---|
| 原告の声 声 声             | 6 |
| 陳述書作成にご協力ください        | 7 |
| 写真で見る活動報告裁判の経過と今後の展開 | 7 |
| 5/15 第 6 回弁論・傍聴に参加を  | 8 |
| 経過報告と今後の予定           | 8 |
| 天 欄                  | 8 |

## 裁判の経過と今後の展開

第 9 次横田基地公害訴訟弁護団  
馬場 庸介



### 1 はじめに

平成 24 年 12 月 12 日に訴状を裁判所に提出してから一年余が経過しました。この間に行われてきた裁判の経過、争点に関する双方の主張の概略、今後の展開について、ご報告・ご説明いたします。

### 2 裁判の経過

(1) 裁判は以下のように数か月に 1 回程度のペースで進められてきました。

- ①平成 24 年 12 月 12 日 提訴
- ②平成 25 年 3 月 9 日 期日
- ③平成 25 年 5 月 13 日 期日
- ④平成 25 年 5 月 30 日 期日
- ⑤平成 25 年 8 月 29 日 期日
- ⑥平成 25 年 10 月 31 日 期日
- ⑦平成 26 年 1 月 23 日 期日

(2) 争点に関する双方の主張の概略については、後程述べますが、国側は私たちが請求する①自衛隊機の飛行差し止め、②米軍機の飛行差し止め、③過去の損害賠償、④将

来の損害賠償のうち、①、②、④については、請求の内容を検討するまでもなく、そのような請求は認められないとの主張を繰り返しています。これらの点については、私たちからも一通りの反論をしています。

一方、③については、国側が 7～10 回程度に分けて主張するといひ、順次主張を行ってきており、現在もその途中という状況です。これまでの主張の中で国側は、環境基準は努力目標であってそれを超える騒音があったとしてもただちに違法とはいえない、国は防音工事や助成金の交付等の周辺対策を行っている、騒音は減少してきているなどと述べ、騒音被害は住民らが我慢すべき範囲（受忍限度）内のものであると主張しています。

### 3 争点に関する主張の概略

(1) 上記①、②、④の争点について、詳細はこれまでのニュースでご報告させていただいたとおりですが、改めて国側の主張と私たちの主張を簡単に整理いたします。

(2) 自衛隊機の飛行差し止めについて (①)

〈国側の主張〉

自衛隊機の飛行差し止めという請求は「行政訴訟」で取り扱えるとしても「民事訴訟」では取り扱えない。

#### 〈私たちの主張〉

本請求は、自衛隊機の飛行という「事実行為」の差し止めを求めるものであって、「行政訴訟」の対象となる「行政処分」の差し止めを求めるものではない。

人格権が侵害されている場合に、その侵害行為の排除を求めることができるのは当然であって、それを「行政訴訟」の対象と理屈付け、形式的な手続論で「民事訴訟」では取り扱わないとすることは裁判を受ける権利の侵害である。

#### 〈補足〉

「行政処分」というのは、国や公共団体が直接国民の権利義務を形成したり範囲を確定したりする行為をいいます。そして、「行政訴訟」では、国や公共団体の「行政処分」が当該処分を根拠づける法律に則っているか否かを判断します。

例えば、生活保護の（不）支給決定は「行政処分」ですが、これは当該国民の生活保護費を受給する権利の有無・受給額を確定する行為です。そして、生活保護を支給しないという決定がなされ、それを「行政訴訟」で争う場合には、当該不支給決定が生活保護法に則っているか否かが判断されることになります。

自衛隊機の飛行は、このような「行政処分」とは一見して異なります。

#### 〈ポイント〉

自衛隊機の飛行は「行政処分」か否か、自衛隊機の飛行差し止めの請求は「民事訴訟」の対象となる否か。

#### （３）米軍機の飛行差し止めについて（②）

##### 〈国側の主張〉

日本国は米軍の行為を規制することはできない。したがって、日本国に米軍機の飛行の差し止めを求めるのは筋違いである。

##### 〈私たちの主張〉

領土全域に主権を行使できるのが大原則であって、日本国領土において日本国が米軍の行為を規制できないとの前提に立つこと自体が誤りである。

また、日米地位協定によれば、日米両国の協議によって基地の地域や改廃を決め、米軍は公共の安全に妥当な配慮

を払い、日本国の法令を尊重しなければならない。日米安保条約によれば、日本国は条約を終了させ、米国に基地の返還を求めることもできる。したがって、それらの点から米軍の行為を規制できないということはない。

##### 〈補足〉

日本国に米軍機の飛行の差し止めを求めても駄目ということであれば、米国に対して直接米軍機の飛行差し止めを求めれば良いとも考えられますが、過去に米国を相手にした訴訟では、外国国家の主権的行為については民事裁判権が免除されるとして門前払いされました。

このような状況が是とされるのであれば、私たちは、日本国相手にも米国相手にも司法による救済の途が閉ざされることになってしまいます。

##### 〈ポイント〉

日本国は米軍の行為を規制することができるか否か、日本国は米軍機の飛行差し止め請求の相手方となるか否か。

#### （３）将来の損害賠償について（④）

##### 〈国側の主張〉

将来どのような損害が発生するかは分からないのであるから、現時点において将来の損害賠償を命じる判決を求めることはできない。

##### 〈私たちの主張〉

将来の損害賠償が認められないとすれば、住民は繰り返し同じ訴訟を提起しなければならず、その負担は大きい。これまで長年、損害賠償が認められてきていることからしても、将来の損害賠償を認めてかまわないはずである。

現時点で命じる判決が、将来、実態と乖離した場合には、その時点で国側が判決どおりに支払わなくても良いということを求める手続（請求異議の訴え）を採れば良い。

##### 〈補足〉

損害賠償請求権には３年の時効があり、３年を経過してしまった過去分については、損害賠償請求権が失われてしまいます。

将来の損害賠償が認められれば、時効により損害賠償請求権が失われるということを回避することもできます。

##### 〈ポイント〉

将来も同様の騒音被害が継続するといえるか否か、住民側と国側どちらに手続の負担をさせるべきか否か。

常駐機や飛来機でごったがえす横田基地（瑞穂町ビューパーク展望広場から）



#### 4 今後の展開

(1) 今後の裁判の日程は以下のとおりです。

①平成26年5月15日

②平成26年9月11日

(2) 平成26年5月11日は、私たちから皆様の陳述書を提出し、国側からは横田基地の公共性と住宅防音工事の内容について主張がなされる予定です。

(3) 今後の展開としては、過去の損害賠償(③)について、国側から主張が追加され、それに対し、私たちから反論していくことになります。

これまでの国側の主張、他の基地訴訟の経緯からすると、国側は、当方が主張する健康被害や生活妨害といった騒音被害が住民らに共通するものではない(共通被害)、昼間は基地から離れた場所で勤務している住民などもいるのでその昼間分を控除した数値を騒音被害の実態とすべきである(昼間控除論)、騒音の存在を知って基地近くに転居してきた住民については自己責任である(危険への接近の法理)、防音工事を行った住居の住民については騒音被害が軽減されている(防音工事)といった論理により、過去の損害賠償は認められない、認められるとしても損害賠償額

は低い金額であるという主張をしてくると予想されます。(4) それに対し、私たちからは、いかに多くの住民が多くの騒音被害を被っているかということを訴えかけていく必要があります。

当面の課題として、平成26年5月11日提出予定の陳述書の作成がありますので、まだ陳述書を作成されていない方はご協力よろしくお願いいたします。また、既に作成された方でも追加で述べておきたいことがありましたら、ご連絡いただけましたら幸いです。

(5) なお、陳述書以外にも騒音調査やビデオ撮影、医学調査、医学文献、専門家証人等により騒音被害を立証していくことを考えています。

#### 5 最後に

飛行差し止めや将来請求についての反論を一通り終え、今後は騒音被害の実態に関する主張・立証が主になってきます。

騒音被害については、法律的な論争もさることながら、皆様の声が一番の主張・立証になってきますので、引き続きどうぞよろしくお願いいたします。

## 会費の振り込みについて

会費の2014年度分は、本年4月からの1年間の期間が対象となります。なお、原告団会費については、2014年度分から半期分5,000円ずつの分割納入も可能です。分割納入の方は、その旨を振り込み用紙に書いてください。

原告団会費は1名1万円、横田・基地被害をなくす会・会費は個人会員は1名2千円、団体会員は1口2千円です。

「原告団会費」と「横田・基地被害をなくす会・会費」とがあります。両方に加入の方、片方だけに加入の方がおられますので、間違えないようご注意ください。

なお、原告団となくす会の会員の方には、会費納入状況についてのお知らせの用紙が入っています。記述に間違いのある場合は、原告団事務所か福本にお知らせください。

### 第9次横田基地公害訴訟 原告団・会費の振り込み先

会費納入は、以下の口座へお願いします。

①ゆうちょ銀行 店番018 普通 8014443

②ゆうちょ銀行 00180-6-790063 (振替用紙を同封しましたので、お使いください。)

※名義：第9次横田基地公害訴訟原告団

※年会費は、10,000円(家族原告は、1名以外の会費を裁判終結時に精算することもできます。)

### なくす会・会費の振り込み先

会費納入は、以下の口座へお願いします。

①ゆうちょ銀行 店番008 普通6875225

②ゆうちょ銀行 記号10040

番号68752251 (振替用紙使用の場合)

③中央労働金庫立川支店 店番282

普通預金(口座番号)1074068

※名義：横田・基地被害をなくす会

※年会費は、個人2000円、団体1口2000円

# オスプレイの横田基地配備は許さない！ 個人1万964筆・団体82筆の署名協力に感謝します。 3／25外務・防衛省との交渉を実現！

横田・基地被害をなくす会／第9次横田基地公害訴訟原告団 事務局次長 塚本秀男

## 即座に立ち上がった配備反対運動

昨年9月以来、地元の福生・武蔵村山・昭島・立川・羽村市と瑞穂町議会など13自治体から「配備反対」の決議などがなされ、10月には横田基地の2つの訴訟団主催による集会を開催してきました。

昨年7/29 カーライル太平洋空軍司令官による横田配備検討中との報道以来、マスコミでは記事が止まっています。しかし、当時の報道によれば、2014年初めに配備先を決定し、2015年夏には10機程度配備予定としており予断を許さない緊迫した情勢であることは疑い得ません。

昨年10月集会から、両訴訟団で署名活動を取り組み、嘉手納基地訴訟をはじめとする全国の原告団等の協力も得て、一万筆を越える署名を集中させることができました。



(写真：普天間基地訴訟原告団提供)

列島各地の基地等で、オスプレイの訓練登場が画策されている。

昨年10月 饗庭野〔あいばの〕基地（：滋賀県の陸上自衛隊）にてオスプレイを投入した訓練（通称「ヘリボン」：敵地への舞台派兵訓練）を突破口に、デモを兼ねたオスプレイ実戦訓練や防災に名を借った訓練が狙われています。例えば、台風のため延期となった四国中心の防災訓練（昨年10月）、雪のために中止となった同訓練（今年2月）、

予定日直前に中止された関山演習場（新潟県）と相馬原〔そうまがはら〕演習場（群馬県）での日米共同演習（今年2月）などです。延期や中止になったとはいえ、去る2／19に開かれた防衛省内の「沖縄基地負担軽減推進委員会（委員長は武田副大臣）」でも「・・・国内自治体の防災訓練へのオスプレイ参加の機会を増やしていくことで一致」した、と報道されています。基地強化や爆音の激化をもたらすオスプレイ配備に反対する基地周辺自治体・住民の感情を逆撫でする画策に他なりません。今年9～10月各地で開催される防災訓練へのオスプレイ潜り込みを許さぬ警戒が必要です。

## 3月25日 外務・防衛省に署名提出～要請行動

集めた署名を携えての中央交渉です。平和フォーラムや東京平和運動センター、及び辻元清美衆院議員らに交渉の仲介の労をとっていただきました。署名を一緒に集めた第2次新横田基地公害訴訟原告団と共に交渉を行いました。はじめに個人署名10,964筆、団体署名82団体を提出し、外務書・防衛省の担当者に、現状と事実を問いただきました。「CV22 オスプレイの配備については、米側から通報を受けていない。MV22 は日米安全保障体制上必要なものだが、横田基地への飛来についての情報は聞いていない。また、常々米軍機の運用については、基地周辺住民の安全に配慮するよう（米側に）申し入れている。」などの回答でした。結局、昨年7月29日の米太平洋空軍司令官カーライル発言「CV22の配備先に横田も候補に挙がっており、日本政府と協議している。」～7月30日の菅官房長官発言「米側から横田基地配備の通報はなく、承知していない。」と同様の受け答えをするばかりで、かえって、秘密事項は漏らさない～ある日突然米軍の決定を発表するという疑惑ばかり深まる交渉となりました。

私たちは、「横田基地は普天間同様人口密集地のまん中にあり、危険機オスプレイの使用基地としてふさわしくない、機会を見て、また要請に来る。」として、要請を終わりました。

年に1回の定期総会です。総会の中で、現在私たちが置かれた情勢や、この1年間に進めてきた活動や裁判状況等を確認し、基地周辺に暮らす私たちが安全で平穏な生活を送るために今後どうしていったらよいのか、みんなで考える機会となります。多くの会員の皆さんの参加を呼びかけます。



# 横田基地での演習日程 2014

原告団 NEWS/ 横田・基地被害をなくす会 NEWS -5-

# 原告の声声

## 屋根を舐めるように機体を傾けて旋回して飛んでいる物体とその轟音に身体中が鳥肌立ちます

原告 木内 修子

昭島に約10年前に移って来る前は、梅園で有名な百草園に住んでいました。当時、ピアノを教えていまして、熱心に勉強している生徒と共に音楽する日々でした。同じ音楽を教えるYさんの執拗な嫌がらせが続き、精神的にまいってしまい、そんな時、くも膜下出血で入院し、幸い処置が早く、無事退院でき、妹の住む昭島に移り住みました。小さな6畳一間のアパートで生活するようになり、蟹歩きしかできない部屋で毎朝5時55分（G O G O !）に散歩する習慣が身につき、天王橋方面、多摩川の水鳥公園等、朝食前に約1時間歩き回りました。今まで過ごしたどの場所より、水道水が美味しく深層地下水との事で、約30年間という長い年月をかけて地中に染みこんだ土壌がフィルターの役目をし、不純物を取り除き炭酸ミネラル成分等と溶かして出来たこの昭島の水を利用する私たちは感謝です。しかし、本当に恐ろしい現実も出現し、美味しい水と同じぐらい驚きました。民家の屋根すれすれに舐める様に機体を傾けて旋回して飛んでいる物体とその騒音には身体中が鳥肌立ちます。歩いていてもどこかに避難した方がよいのではと思うこと度々です。電話も聞こえなくなり「もう少し待って!」と言う位です。友人が遊びに来て、この轟音には驚き、怖がります。前の小さな部屋も今の都営も窓は防音との事で、全く関係なく恐ろしい音は容赦なく襲ってきます。夜遅く連続してこの轟音が響き渡るときは世の中の情勢が変化したかと、恐ろしくなります。原稿を書いている今も、(20時45分)不気味に飛んでいます。



自然豊かな、この昭島に恐ろしい物体と、真っ黒な轟音は絶対に無くして欲しいです！心に残る色とりどりの想いでと特別な時間を大切に育てて豊かに生きていきたいです。

## 第5回法廷に初参加して

原告 35歳主婦

とにかく“早い、短い”と言うのが率直な感想でした。時間で言うとほんの6、7分ほど。

まだ子どもが小さいので参加したいと思いながらなかなか行けず、今回初めて法廷で裁判を傍聴できるということで少し緊張しながら熱い議論が繰り広げられるのだろう、2時間はかかるかな～と思っていたので本当に拍子抜けしてしまいました。

事前に資料等を提出しているので、毎回こんな感じだ(原告側の要約文を読み上げるのみ)と伺い、十数名の国側の方々は一言も発せず、一体何しにここに来ているのかと腹が立つほどでした。どういう風にお考えか直接聞けると思っていたのにとっても残念でなりませんでした。

私がこの原告団に参加しようと強く思ったのは、子どもが学校にあがってからです。

それまでは、日中昭島にいなかったこともあり、基地の存在も騒音もあまり気にはしていませんでした。たとうるさかったとしても、誰に文句を言えば良いのか分からないしどうせ言っても無駄、我慢するしかないだろうと思っていました。二人目を妊娠し、家で過ごすことが多くなり飛行機の騒音、爆音に怒りや不安を感じるようになりました。そして極めつけだったのが、たまに行く学校でみた光景でした。

校舎すれすれを爆音とともに横切っていく機体を真下から見たときです。外での活動時は耳をふさいでやり過ごし、授業中は防音の工事のなされた校舎で迫りくる機体も気にはならないとのことでした。そこに基地がある理由や意義など何の説明もうけていない・・・そして子どもたちはすっかり慣れそれが当たり前だと思っていることにものすごく不安を感じました。実際に学校で火災や地震の避難訓練はあっても、飛行機事故やテロ事件を想定しての訓練等は一切行われていません。昨年末に起こったミサイル発射事件についても何の注意も警戒の連絡もありませんでした。基地騒音で苦しめられている上に、今や私たちの生活の安全も脅かされているのだと実感しました。

アメリカでは基地周辺に学校や病院などの施設は無いという風に聞いています。その点も踏まえ基地の必要性を国側は今一度地域住民と向かい合い考えるべきだと思います。

まずは自分にできることをしっかりとやりたいと思います。大事な子どもを預けている学校側、地域住民にも訴えていくこと。原告団一員としてしっかりと活動に参加すること。恥ずかしがらずに声を上げること・・・精一杯頑張りたいと思います！！

# 陳述書作成にご協力ください

次回法廷（第6回弁論5月15日）から、原告の皆さんに作っていただいた陳述書（被害を述べた文書）の提出が始まる予定です。そして、それに対応する形で、まだ陳述書を作成していない方々に弁護団から連絡がいき、作成日程を決めさせていただいています。「被害の訴え」は原告として必要不可欠なものです。陳述書未作成の方で、「被害がない」として退けられた方も過去にありました。時間を捻出して、ご協力ください。

3月24日（月）午後6時30分～9時45分頃、  
3月25日（火）午後6時30分～午後9時頃

の旋回訓練による絶え間ない騒音被害について、情報をお寄せ下さい

この時間帯の被害について、JR拜島駅近くにお住まいの原告の方から訴えが寄せられています。同様に被害を受けた方がいましたら、弁護団にその声をお寄せ下さい。

また、それ以外でも、陳述書作成後に、さらに被害を追加したいというご要望がありましたら、同様です。

→西東京共同法律事務所

(TEL519-3120, FAX519-3130)

## 写真で見る活動報告



3/25 オスプレイ配備反対署名の提出・要請（基地航空写真を見せて説明する青山第9次横田基地公害訴訟原告団・団長代理。左から藤田全国基地連代表、大野第2次新横田基地公害訴訟原告団長）



2/11：（2/8の大雪の3日後）南から横田基地に着陸態勢に入るF/A18（上）と、3月後半になっても大雪で折れた木がそのままの状態になっている集団移転跡地（下）



## 住所やアドレス変更の場合はご連絡ください

住所変更や原告で家族に移動がある場合は、事務所FAX、事務局電話（090-4951-0800 福本携帯）に必ずお知らせください。特に原告の住所変更は、今後の立証計画に重大な影響がありますのでご注意ください。また、メールで連絡が欲しい方・メールでNEWSを送ってほしい方は、NEWSタイトル部分にあるメールアドレスにその旨を書いて送ってください。

### 緊急連絡先

事務所は、当分の間、2日に1回はFAX、留守電の確認をしており、メールは毎日確認をしています。御用の方は留守電に連絡先電話番号・お名前を録音するか、FAX、メールをお願いします。お急ぎの方は事務局・福本（携帯 090-4951-0800）までご連絡ください。

### ビデオカメラ貸します

被害の立証に役立つため購入しました。やってみてほしい方は申し出てください。



# 5/15(木) 第6回弁論(11時~立川地裁 405) 傍聴に参加をー集合は 10:15 高松駅西側ー

原告の皆さんが弁護士立ち合いのもとで作った陳述書の提出などを行う予定です。また、国側は基地の公共性や防音工事の概要について主張してくる予定です。決して面白いものではありませんが、私たちの裁判です。弁護士任せにすることなく、積極的に傍聴においで下さい。

## 経過報告と今後の予定 (2013年12月3日~)

- \* 12/3: 弁護団+原告団合同会議
- \* 12/22: なくす会 (No13)・原告団 (No4)NEWS 発行
- \* 1/12 ~ 26: 騒音測定 (福生 O 氏宅)
- \* 1/16: なくす会・原告団合同役員会議
- \* 1/23: 第9次横田訴訟第5回弁論~進行協議 (立川地裁)
- \* 1/31: 弁護団+原告団合同会議
- \* 2/13~: 冬季・早朝の横田基地の様子撮影・騒音記録
- \* 2/16: 日野市議選挙: なくす会会員・9次訴訟原告・有賀氏立当選
- \* 2/22: 沖縄の空にオスプレイはいらない 2.22 集会~参加~発言
- \* 2/25: 公害弁論議案書に投稿 (全国基地連として)
- \* 2/27: オスプレイ対策会議 (新横田事務所)
- \* 3/2: オスプレイ配備でどうなる? 横田配備, 低空飛

- 行など (学習会) 講師湯浅一郎氏を基地案内
- \* 3/24: 3/25 オスプレイ署名・まとめ作業
  - \* 3/25: オスプレイ反対署名提出・要請, 記者会見
  - \* 3/30: 伊達判決 55 周年 3.30 集会 (賛同)
- \*\*\*\*\*【以下は予定】\*\*\*\*\*
- \* 4/1: 弁護団+原告団合同会議
  - \* 4/3: なくす会・原告団合同役員会議
  - \* 4/27: なくす会・原告団合同役員会議
  - \* 5/10: 「標的の村」上映会 (立川アイム) (賛同)
  - \* 5/15: 11 時~第6回弁論 (立川地裁) 10 時 15 分多摩モノレール高松駅西側公園で事前集会
  - \* 5/25: 15 時 30 分~定期総会 (昭島市昭和会館)
  - \* 5/31: 「標的の村」上映会 (日野・七尾公会堂) (賛同)
  - \* 9/11: 11 時~第7回弁論 (立川地裁) 10 時 15 分多摩モノレール高松駅西側公園で事前集会

▶毎朝起きて新聞を見るのが怖い。ロシア軍のウクライナ進駐, そして好戦的なアメリカやヨーロッパの動き。テレビをやめてから映像で入ってくるものが少なくなり, かえって想像力が喚起される。かつて冷戦下で起こった数々のソビエト軍の東欧への介入事件を思い起こす。一触即発の状態で, ちょっとした小さなことから戦争が始まる。武力が行使される。権力を持った者に対する抵抗が, 実はささいなものであっても, 力をもつ者にとっては脅威なのだろう。いろんな噂も行き交っている。「自由を求めている者が実は汚職まみれなのだ」とか, 「彼らはネオナチの系譜を引いているらしい」とか……。▶スウェーデンのミステリー作家ヘニング・マンケル (創元推理文庫) をまとめて読んで, 北欧の戦後の認識をあらためた。社会のありかた, 女性の地位, 家族のありかたやナチ支配の傷痕, 冷戦の後遺症など, 「エー! そうなんだ」と認識を新たにすることが多かった。長い帝国主義・世界支配を定着させてきたヨーロッパは, さすがに一筋縄ではいかない奥深い罅 (ひだ) のようなものを感じさせる。▶昨年 11 月に中国への小旅行。亡くなった父親が日中戦争の従軍兵だった。その戦場日誌のあとをたどる旅をくりかえしているのだが, 揚子江の中流にある九江という町で前回の旅で知り合った地方史研究家を訪問した。そし

### 天欄

て彼から, 「中国五千年の歴史は動乱に満ちています。こんな諺があります。“戦争の人より平和の犬がよい”というのです。」という話を聞いた。この諺のココロは, 戦争の時代はあまりにも悲惨だ, 戦乱の中で人として生きるより, 戦争のない時代に犬でよいから生きるほうがましだ, というものである。さすが中国。いまハヤリの人権思想の一片もないこの非情な諺は, 胸に突き刺さった。一瞬「戦後 60 年余り, 私たちは平和の犬を生きてきたのかな?」という思いにとらわれた。「平和の人」として人生を全うするのは人類の悲願, あるいは叶わぬ希望なのかもしれない。横田基地をめぐる私たちか闘っている裁判, 基地撤去の運動も, 「平和の人」でありたい願いを反映しているのだと思う。(K) ▶最近に従属状態になっているアメリカ合衆国からも「危なっかしい国」と思われているようだ。そして, 周りの誰からも何も言われない状態になっている裸の王様状態の安倍政権。私たちは危険と隣り合わせを強いられているのだが, そんな人の気持ちはわからないだろう。▶3月26日・28日 (この日は未確認) に横田基地内でパラシュート降下訓練が行われた。その人員は約8名だとか。この人数は何なんだろう? 新人研修ではないだろうね? いよいよ4月。年度初めである。私も心だけは新たにして頑張らねば。(F)